

退職給付に関する会計基準の国際的な動向

藤井 康行
(住友信託銀行)

1. はじめに

本稿では、まず、会計基準全般の国際的な動向とわが国の関係を説明し、その後、国際会計基準の退職給付に関する会計基準の改正議論の内容を、筆者の考えを交えて紹介する。

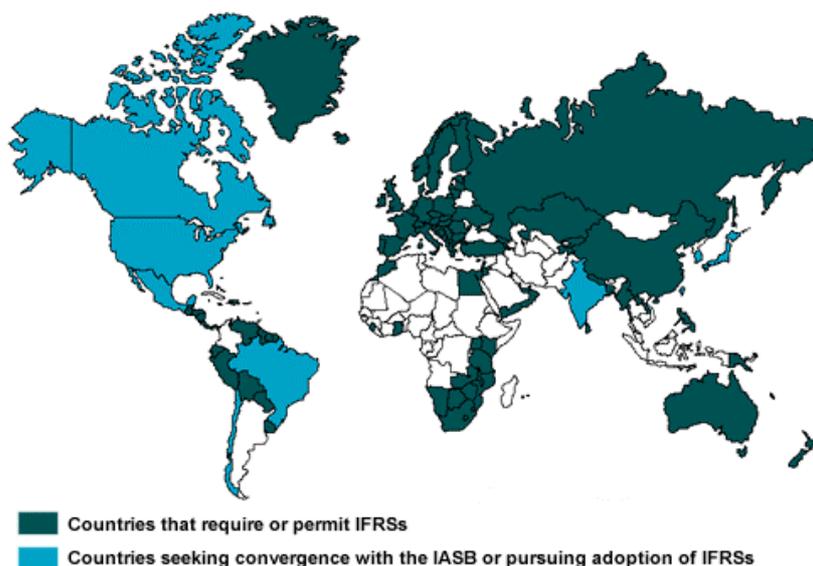
2. 国際会計基準理事会 (IASB: International Accounting Standards Board)

国際会計基準 (IFRSs: International Financial Reporting Standards) は、正確には、国際財務報告基準と訳すべきもので、国際会計基準理事会 (IASB) が開発・公表しているものである。IASB は、米国デラウェア州の非営利法人である IASC Foundation が母体となっている組織であり、拠点は英国ロンドン・キャノン通り 30 番地に置かれている。現在すでに 100 ヶ国で IFRSs が適用されていて、その内約 85 ヶ国では適用が強制されていると報告されている。日本は、全身の設立時 (1973 年) から参加 (2001 年改組) していて、資金の負担や理事・スタッフの派遣を行っているが、現在まで IFRSs は適用していない。

IFRSs の実際の適用は、アジア通貨危機を経て一部の発展途上国で広まったとされており、後述するように 2005 年から EU で適用されるようになって、いよいよ本格的に普及するようになったものである。

3. 国際会計基準の浸透

現在の IFRSs の適用状況は図のとおりである。



出所：IASB

緑の濃い色の国は、IFRSsを適用していることを表している。これには、適用を強制している場合と適用を許容している場合が含まれている。水色の国は、コンバージェンスに努めている場合とIFRSsの適用に向かっている場合のどちらかであることを示している。コンバージェンスとは、収斂と訳されることが多い言葉で、双方の基準がすりあって行き、次第に差異がなくなることを指す。その他の白い国は、IFRSsに関係する動きが特にないことを示している。

水色の国々の動向を調べてみると、次のようである。

韓国	2009年からIFRSsの適用可、2011年から上場企業に適用
カナダ	2011年からIFRSsを適用
ブラジル	2009年から銀行にIFRSsを適用、2010年から上場企業に適用
インド	2011年からIFRSsを適用
チリ	2009年から銀行と上場企業にIFRSsを適用

すなわち、IFRSsの適用に向かっている国々ばかりである。未適用の主要国は、いよいよ米国と日本のみか、という状況になってきている。米国と日本の動向については後述する。

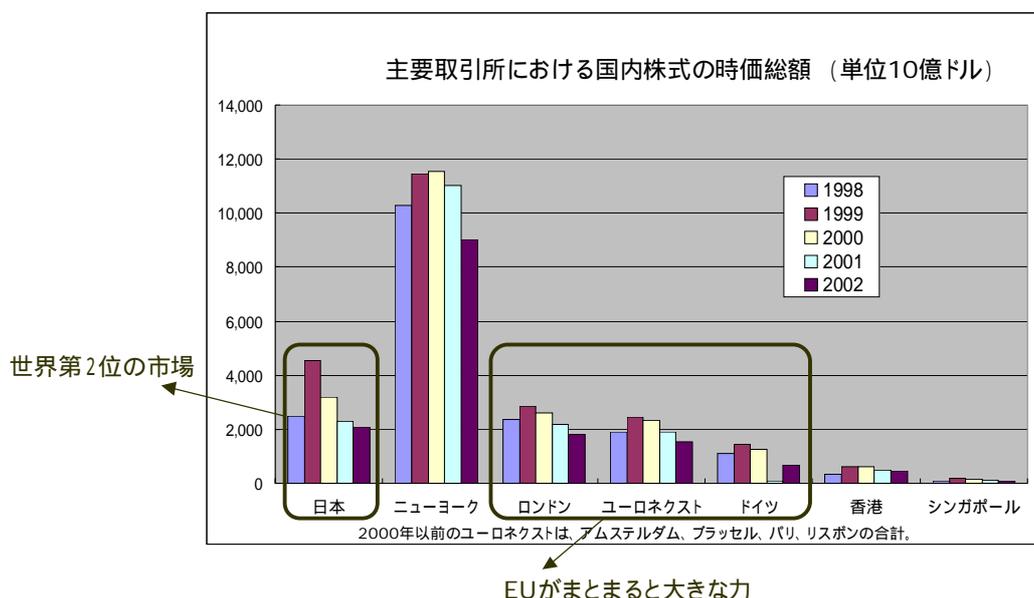
近年、IFRSsを採用する国が急速に増加して来たが、その前夜の様子を見てみよう。次表は、2003年当時における日米欧の各基準の受け入れ状況である。

	日本基準	米国基準	国際会計基準
日本市場			×
米国市場	×		×
欧州市場			

出所：日本経団連「会計基準に関する国際的協調を求める」（2003年10月21日）

日本市場では、日本基準、米国基準は受け入れられるが、IFRSsは受け入れられていない。米国市場では、米国基準のみが受け入れられていて、その他は受け入れられていない。欧州市場では、日本基準、米国基準、IFRSsの全てが受け入れられている。もちろん、欧州各国では、各国それぞれの基準がそれぞれの国で用いられていることは言うまでもない。

次に、2002年までの主要市場における国内株式の時価総額は次のように報告されている。



データ出所：日本経団連「会計基準に関する国際的協調を求める」（2003年10月21日）

ニューヨーク市場が世界最大の規模である。その次が日本市場であり、世界第2位の市場である。それに次ぐのがロンドン以下の欧州市場である。しかし、欧州がまとまると日本を抜いて大きな市場となる。その下に香港、シンガポールと続く。

欧州連合【EU】の動向

2005年から、EUの企業がEUで上場する場合の連結決算に、IFRSsの適用が義務付けられた。すなわち、上場企業以外は対象になっていない。上場企業でも、単独決算は対象になっていない。これらについては、引き続き各国の基準が適用されている。

2005年に、各国(日本、米国、カナダ)の会計基準とIFRSsの同等性をEUが評価し、主要な相違点を列挙した。前に見たとおり、EUは日本基準や米国基準をそのまま受け入れていたのであるが、これらの主要な相違点が解消されない限り、EUにおける財務活動を認めないと姿勢を変えた。その期限を2007年としていたのであるが、諸般の事情から2009年に引き伸ばされているところである。

EUが複数の国の集合体であることから、IFRSsが国際基準であることは好都合であったのであろう。今や、EUはIFRSsの守護者の様相を呈して米国と対峙しているかのように見える。

米国の動向

米国の会計基準設定主体である FASB は、IASB と協力してコンバージェンスを推進している。FASB と IASB は、コンバージェンスを進めることについて 2006 年 2 月 27 日に合意した内容を覚書として公表している。その中で、例えば短期コンバージェンス項目として次表を公表している。

FASB が行うべき事項	IASB が行うべき事項
公正価値オプション*	借入費用
減損 (IASB と共同)	減損 (FASB と共同)
法人所得税 (IASB と共同)	法人所得税 (FASB と共同)
投資不動産**	政府補助金
研究開発費	ジョイント・ベンチャー
後発事象	セグメント
FASB 注： *：2005 年 7 月 1 日に議題となっている **：公正価値オプションプロジェクトの一部として FASB により検討される予定	IASB 注： 項目は、IASB の短期コンバージェンス・プロジェクトの一部又は加えられる予定であり、既に議題となっている。

これを見て分かるように、FASB と IASB は、それぞれが基準を改良する事項と共同で改良する事項について合意して、コンバージェンスを進めることとしている。

2008 年から、米国で上場する米国以外の企業が IFRSs を適用している場合は、補正なしの受け入れを開始した。

米国で上場する米国の企業に、IFRSs の適用を認めるかどうかについて、具体的な検討を開始することを、2009 年 8 月下旬に SEC が決定した。

このように、米国はコンバージェンスを通じて IFRSs に大きな影響力を発揮しているところであるが、ここに来て IFESs の適用に向かって本格的に歩みだしている状況である。

日本の動向

今のところ、IFRSs の適用ではなく、日本基準を改正して IFRSs との差異を解消する方向で進んでいる。日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会 (ASBJ) と IASB は、緊密に作業を進めているところであり、FASB と IASB のような対等の関係とは違うが、これもコンバージェンスと呼ばれている。

2007 年 8 月 8 日、ASBJ と IASB は、東京合意を公表した。東京合意の要点は次の通りである。

(ア) 日本基準が EU から同等との評価を得るために、2008 年中に重要な差異を解消す

るべく、日本基準の改定を進める。

(イ) 2011年6月までに、その他の差異を解消する予定。

ただし、現在(2007年8月)開発中であって、2011年以降に適用となる新たなIFRSについては適用しない。

(ウ) その後も、IASBと緊密に作業を推進する。

これにより、新たな基準が適用となる際に、日本において国際的なアプローチが受け入れられるようにする。

4. 日本の進路

日本は今のところ日本基準を順次改定して、次第にIFRSsに近づけるという形のコンバージェンスの道を進んでいる。世界第2位の市場ということもあってか、各国の中で特別の位置にある。しかし、上述のように、米国がIFRSsの適用に本格的に踏み出す様子となったことから、日本もIFRSsを適用するべきではないか、との議論が急速に進みつつあるとの報道がある。

日本でIFRSsを適用する場合には、当面は、上場企業について連結決算での適用を許容する形がとられるのではなかろうか。この方法は、配当可能額の決定や税制といった法令に直結する単独決算は従来通りとしながら、投資家への情報提供の意味が大きい連結決算をIFRSsで行うことを認めるというもので、当面の方策としては入り易いと思われる。次のような動きからも、この方法が模索されている様子がうかがわれる。

日本公認会計士協会 2008年7月17日

日本公認会計士の増田宏一会長は、「今年の初秋にも米国が国際会計基準の受入れを決める可能性がある」との見通しを示したうえで「日本も国際基準の採用に向け準備を進めるべきだ」との見解を表明した。会計士協が同日、名古屋市内で開いた研究大会で記者会見した。

パネルディスカッションでは住友商事の島崎憲明副社長や日本公認会計士協会の山崎彰三副会長らが「国際基準を受入れなければ世界から取り残される」と指摘。当面は連結決算のみに採用されるのが現実的との認識を示した。

日本公認会計士協会 2008年7月9日

日本公認会計士の増田宏一会長は、国際会計基準を日本で導入する場合、連結決算だけに適用し、単独決算には適用しない連単分離案について「早ければ秋口にも協会の見解を示したい」との意向を明らかにした。

同日開いた会計士制度60周年記念式典後の記者会見で述べた。欧州連合(EU)は上場企業に対し、連結では国際会計基準の適用を義務付けたが、単独では各国の基準を認めている。

増田会長は「日本でも課税や配当は単独の数字を使う。(連単分離は)難しい問題だが方向としてはあり得る」と述べた。

出所：日本経済新聞

日本経団連 2008年3月18日

国際会計基準(IFRS)に関する欧州調査報告・概要(抜粋)

5. 日本への示唆

- 英仏の例からも、国際的な投資家への開示である連結財務諸表と、配当や税務計算の基礎となる個別財務諸表とを区分し、前者にはIFRSを、後者には日本会計基準を適用していくこと(いわゆる連・単分離)は、有力な選択肢と思われる。また、上場企業でも必ずしも国際的な活動を行っていない企業も多いことから、IFRSの適用は選択制とすることが考えられる。なお、IFRSを採用する場合には、部分的な採用ではなく、国際的統一ルールとして一括して採用する必要がある。
- 日本と同様、独自基準を維持していた米国がIFRSを適用する選択肢を海外企業に認め、また、近く米国国内企業にも認める可能性が高い。わが国においても、IFRSの選択適用容認に係る検討を急ぐ必要がある。
- 個別財務諸表に適用される日本会計基準は、引続き、国際的な整合性を踏まえつつ、また、国内の事情も勘案しつつ慎重な整備を続ける必要がある。

この方法は、EUが採用した方法と類似している。しかし、対象が限定的とはいえ、IFRSsの適用を強制するのか、許容する(すなわち選択性とする)のか、という点では、実務面の課題や市場関係者への影響等に関する検討が必要であろう。

いずれにしても、IFRSsの波は止まりそうにない。コンバージェンスと適用(アドプション)は別物である。ローカル基準を採用する市場は、世界の投資家から敬遠される恐れがある。

会計基準がどうであれ、企業の実力がそれによって変わる訳ではない。たかが会計と言わ

れることがある。しかし、されど会計。外側からは会計基準によって表された姿しか見ることはできない。このため、会計基準は、財務報告を作成する企業からも投資家等の外部者からも大いに関心を持たれるのである。



5. 各基準の主な相違点

日本基準、米国基準、IFRSsの基本的な違いは次表の通りである。

日本基準	米国基準	IFRSs
日本国内の制度を想定	米国内の制度を想定	世界各国の制度が前提
ルール	ルール	原則主義

日本基準と米国基準は、それぞれの国のローカル基準であるから、それぞれの国に実在する制度を前提とした基準である。実在する制度に関する具体的なルールが示される形をとる。すなわち、例えば日本基準における退職給付会計基準であれば、適格退職年金、厚生年金基金、確定給付企業年金といった具体的に存在する制度を念頭において、それらに関する取り扱いルールが作られている。これまで、米国基準は米国以外の企業で適用されることも多かったが、その内容は、米国に具体的に存在する制度を念頭において書かれている。このために、例えば日本企業に米国基準を当てはめる場合には、どうしても無理を押しつけた解釈が必要な面があったのも事実である。

これに対して、IFRSsは、国際基準として作られているので、世界各国の制度が前提となる。そのため、抽象化された概念規定を基にした原則主義的な基準という形をとる。したがって、実際に各企業に適用するにあたっては、自国の基準を適用する場合に比べて、個別に判断する要素が大きくなる面があると言われている。

IFRSsは、世界の制度が前提となるとは言っても、実際には不完全な面もあり、IFRSsを採用する国が急増するにあたって、改善が必要になっている。後述する退職給付会計の改定議論も、このような要素を持つものである。

退職後給付会計に関する各基準の主な相違点は、次表の通りである。各基準は、基本的には類似性が高いと考えられるが、次表のように違いも結構ある。

2005年からIFRSsがEUで適用が強制されるにあたり、当時英国の退職後給付会計基準が改定され適用されることとなったことから、これを選択肢としてIFRSsが取入れた。英国基準は、損益計算書を経由せずに貸借対照表で即時認識するというものである。損益計算書と貸借対照表の違いは、その他の包括利益（後述）に表示される。

一方、米国基準は、2006年12月16日以降終了する年度から、損益計算書の取扱いを変更せずに貸借対照表で即時認識するように改定された。損益計算書と貸借対照表の違いは、英国基準と同様に一旦その他の包括利益に表示されるが、米国基準では、それを改めて従来通りの方法で損益計算書に遅延認識の形で表示する。

すなわち、英国基準も米国基準も、貸借対照表で即時認識するという点では同じであるが、損益計算書の取扱いが全く異なる方法を採用している。

2009年4月1日
以降開始する年度の末から廃止

	日本基準	米国基準	IFRSs
割引率	安全性の高い長期の債券の利回りを参照 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> 5年間の債券の利回りを考慮可 </div> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務が10%以上変動しないと推定される場合には、前期末の割引率を使用可 [重要性基準] 	年金給付が実際に清算されうる利率	期末の優良社債の利回りを参照 そのような社債市場が十分でない国においては、政府債の利回り
費用配分	期間定額	支給倍率	支給倍率
数理計算上の差異の償却	平均残存勤務年数以内で償却 [定額方式と定率方式あり] <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 2006年12月16日 以降終了する年度から適用 </div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> 貸借対照表上では即時認識 </div> 損益計算書上は一定の範囲内は償却せず、一定範囲を超えた部分を平均残存勤務年数で除した額以上を償却 [回廊アプローチ]	一定の範囲内は償却せず、一定範囲を超えた部分を平均残存勤務年数で除した額以上を償却 [回廊アプローチ] <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 損益計算書を經由せず、貸借対照表上で即時認識する選択肢あり [英国方式] </div>
過去勤務債務の償却	平均残存勤務年数以内で償却 [定額方式と定率方式あり]	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> 貸借対照表上では即時認識 </div> 損益計算書上は平均残存勤務年数以内で償却	権利確定までの平均年数以内で償却 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 2004年12月16日 以降終了する年度から適用可 </div>

日本基準については、IFRSs との重要な差異として、割引率の設定基準の中に「5年間の債券の利回りを考慮して決定することができる」とある点が EU から指摘された。このため、東京合意における 2008 年中に解消するべき項目として、企業会計基準委員会 (ASBJ) の短期プロジェクトのひとつとして位置づけられ、審議された。その結果、ASBJ は、2008 年 7 月 24 日、日本基準の該当箇所を削除することを決定した。

その際、日本基準で認められている重要性基準については、これが存在するために割引率が期末の市場金利を必ずしも反映しないことになるとの批判があり、同様の基準は米国基準にも IFRSs にも存在しないものであることから、これを廃止するべきであるとの意見があった。しかし、この点については、なぜか EU から指摘がなかったことや、短期プロジェクトとしては論点が拡大することを避ける等の理由から、検討は見送られた。

重要性基準を廃止する意見に併せて、回廊アプローチを採用すべしとの意見もあった。回廊アプローチは IFRSs でも米国基準でも採用されているものであり、市場の短期的な変動による影響を緩和 (スムージング) するという意味では重要性基準と類似の目的をもつも

のである。しかし、回廊アプローチであれば、期末の市場金利を反映した退職給付債務は開示されること、および、回廊の範囲を超える変動がある場合には回廊を超えた部分のみについて費用認識する方法であることから重要性基準よりスムージング効果が高いこと（重要性基準では、割引率の変動が大きくて退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合にはスムージング効果はない。しかも、年金資産の時価変動については全く無力である。）等から、回廊アプローチは重要性基準より優れた方法であるとの指摘があった。筆者は、ASBJの退職給付専門委員会の委員であり、回廊アプローチの導入を支持している。しかし、これも短期プロジェクトとしては論点が拡大するのを避けることや、後で述べるようにIFRSsの改定議論があること等から、検討は見送られた。

ASBJは、短期プロジェクトを終えたと中期プロジェクトに直ちに取りかかる。中期プロジェクトでは、まずは取り扱う範囲に関する議論から始めているところである。



6 . IFRSs の改定

日本としては日本基準を IFRSs に近づけるコンバージェンスの道を取りつつ、IFRSs の適用の道を模索しているところであるが、その一方で、IASB は IFRSs の改定を検討中である。IASB は、IASB と FASB のコンバージェンスに関する 2006 年の合意にもとづいて、数多くのプロジェクトを立ち上げて、IFRSs の改定を検討している。下記はその一部である。

- Common control
- Transactions
- Consolidation
- Emissions trading schemes
- Fair value measurement guidance
- Financial statement presentation
- Government grants
- IFRS for Private Entities [SME]
- Income taxes
- Insurance contracts
- Leases
- Liabilities
- Management commentary
- Post-employment benefits (including pensions)
- Revenue recognition

この中で、Post-employment benefits (including pensions) で示されている退職後給付は現在大幅な改定の議論が進行中である。

7 . IFRSs の退職後給付会計基準 (IAS19) の改定

2006 年 7 月に退職後給付会計基準 (IAS19) の改定プロジェクトが立ち上げられた。プロジェクトは 2 つのフェーズに分けて進められることとされ、第 1 フェーズは緊急性のあるテーマに限定するとされた。第 1 フェーズのテーマは次のように設定された。

表示と開示

給付建て(DB)と掛金建て(DC)の定義と、キャッシュバランスプランに関する会計
スムージングと遅延認識

清算と縮小の取扱い

第2フェーズのテーマは未定であるが、テーマ設定議論のタタキ台として、次の項目が挙げられている。

給付額の計算式に基づく債務の認識

債務の評価

年金資産と債務を母体企業の財務報告書に両建て計上とするか、純額の表示か

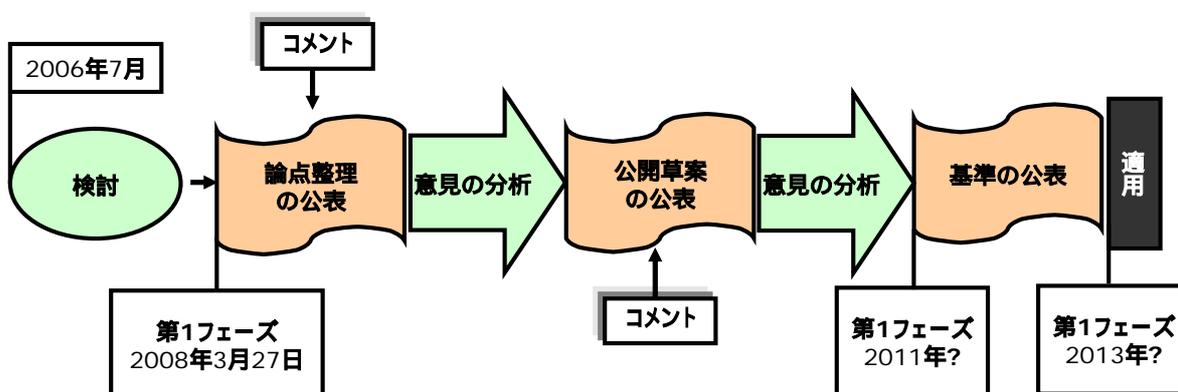
DB費用の要素の分解

複数事業主制度

8 . IFRSs の改定の進め方

IASB では、IFRSs の改定を進めるにあたって、通常は、論点整理 (discussion paper) と公開草案 (exposure draft) を公表して、2 段階で一般からコメントを募集する。論点整理には、予備的見解 (preliminary view) という IASB が仮に置いた提案が示され、それに対する賛否または他の提案、あるいは、さらに考慮すべき点等のコメントが求められる。

下図は、退職後給付会計基準 (IAS19) の改定の第1フェーズの進め方である。



第1フェーズの論点整理 (DISCUSSION PAPER Preliminary Views on Amendments to IAS 19 Employee Benefits) は、2008年3月27日に公表され、半年後の2008年9月26日までコメントが受け付けられる。この後、集まったコメントの分析が行われる。調子良く進んだ場合には、第1フェーズを完了して基準の改定が公表されるのが2011年、そして適用されるのが2013年と想定されている。調子良く進むとは限らないので、このスケジュールはあくまでも現時点における想定である。

IASB では、主要プロジェクトについては、専門家の考えを反映する等のために、作業部会 (working group) を設ける。退職後給付会計基準 (IAS19) の改定については、次表のメンバーによる作業部会が設けられた。

名前	会社	国
Matthew Annable	Barclay Global Investors	英国
David Blackwood	Yule Catto & Co plc	英国
Kim Bromfield	KPMG	南アフリカ
Frank D'Andrea	Hydro One Inc	カナダ
藤井 康行	住友信託銀行株式会社	日本
韓 志現	教保生命保険株式会社	韓国
Zainal Abidin Mohd Kassim	Mercer	マレーシア
Dane Mott	J P Morgan	米国
Manuel Peraita	国際アクチュアリー会	スペイン
Uday Phadke	Mahindra & Mahindra Limited	インド
Regis Renard	AON	ベルギー
Diana Scott	Towers Perrin	米国
Crispin Southgate	Pentangle Pensions Consulting	英国
Ralph L Ter Hoeven	Deloitte	オランダ
Jim Verlautz	米国アクチュアリー会 (アカデミー)	米国
Hans Wagner	AXA	フランス

上表に掲載されているように、筆者は作用部会のメンバーである。作業部会メンバーの出身国を見てみると、米国と英国が各3名と多い。年金数理の専門家団体として、国際アクチュアリー会と米国アクチュアリー会(アカデミー)から各1名が参加している。

作業部会の会合は公開されているので、一般の方も申し込めば傍聴することができるが、次の3団体が公式のオブザーバーとなっている。このうち、EFRAGとECは、欧州の団体である。

- 欧州財務報告アドバイザー・グループ(EFRAG: European Financial Reporting Advisory Group)
- 欧州委員会(EC: European Commission)
- 証券監督者国際機構(IOSCO: International Organization of Securities Commissions)



9. 論点整理 (discussion paper) のポイントと年金基金への影響

2008年3月27日に公表された論点整理は、97ページからなる大部のものであるが、その主要ポイントをまとめると次の3点で表すことができる。

- ・ 退職給付制度の分類法を変更
 - ・ キャッシュバランプラン等とそれ以外の2種類に再分類
- ・ 2つの分類で異なる会計処理
- ・ キャッシュバランプラン等の債務評価は新方式

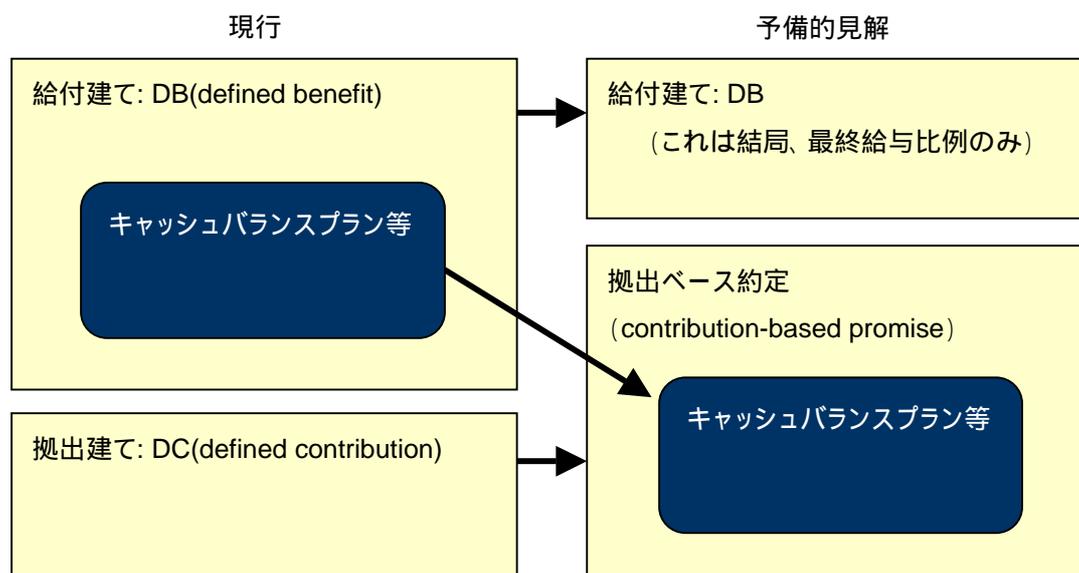
従来の給付建て (DB) を2つに分類して、それぞれで異なる会計処理をする案となっている。さらに、キャッシュバランプラン等の債務評価は新方式を採用する案となっている。第1フェーズは、緊急性のあるテーマに限定することであるから、第2フェーズでは、このような分類や、分類間における会計処理や債務評価の違いはなくなる可能性もある。しかし、もしこのような案が実際に採用されるとすれば、少なくとも第2フェーズの結論がでるまでの間については、制度設計の選択や組み合わせに影響を与えることは確実であり、年金資産運用の考え方にも影響を与える可能性が高い。

10. 論点整理 (discussion paper no) の概要

ここでは、論点整理に示されている予備的見解 (preliminary view) の概要を示し、それについての筆者の考えを述べる。

分類法を変更

予備的見解では、退職後給付の分類を下図のように変更することが提案されている。



現行の基準では、先ず退職後給付を定義して、その中で拠出建て（DC: defined contribution）を定義し、拠出建て以外の退職後給付を給付建て（DB: defined benefit）と定義している。これに対して、予備的見解では、拠出ベース約定という新しい分類を定義して、拠出ベース約定以外の退職後給付を給付建て（DB）と定義することが提案されている。

また、分類の単位として、現在の退職給付会計基準（IAS19）では「制度（plan）」を用いるのに対して、予備的見解では「約定（promise）」を用いることが提案されている。制度は、一つまたは複数の約定で構成されると考えているようである。

以下では、給付建て（DB）の会計処理の改定に関する予備的見解とそれについての筆者の考えを述べた後、拠出ベース約定（CBP: contribution-based promise）に関する定義、債務評価、会計処理に関する予備的見解とそれについての筆者の考えを述べる。



給付建て（DB）

貸借対照表で即時認識

給付建て（DB）に関する予備的見解は、まず、貸借対照表で即時認識とすることである。現在の退職後給付会計基準（IAS19）は、数理計算上の差異の償却等に遅延認識を認めているが、今回の論点整理は、貸借対照表における表示に関して、遅延認識を廃止することを提案している。

遅延認識を支持する考え方としては、退職給付債務の不確実性や、運用成果のボラチリティ等に対して企業年金制度が長期の仕組みであること等が挙げられるが、論点整理では次のような理由から貸借対照表における即時認識が提案されている。

- 遅延認識は、複雑で分かり難い。重要な情報が脚注開示となっている。
- 積立て超過であっても、貸借対照表では負債表示の場合がある（その逆もある）。
- 米国基準も英国基準も、貸借対照表では既に即時認識である。

貸借対照表における即時認識については、米国基準も英国基準も既に強制しているところであり、今回のプロジェクトとしては、それらに追いつくために IFRSs を改定する必要があると考えているものと思われる。

期間損益の取扱いは3案

期間損益の取扱いとしては3通りの予備的見解が示されていて、その内のどれを支持するか、あるいはこれら以外に良いアイデアはあるか、と問いかけている。

1. 損益計算書で即時認識
 - 損益計算書の中で、分解表示可
2. 包括利益で即時認識
 - 損益計算書：勤務費用
 - その他の包括利益：勤務費用以外の全ての差異
リサイクルなしの前提
3. 包括利益で即時認識
 - 損益計算書：勤務費用、利息費用、年金資産の利息
損益計算書の中で分解表示可
 - その他の包括利益：それ以外の全ての差異
リサイクルなしの前提

第2案と第3案には、その他の包括利益という言葉が登場するが、これは期間損益のとらえ方として米国基準が用いているものであり、昨年 IFRSs が導入したものである。従来の損益計算書や当期利益との関係は、下図の通りである。

一計算書方式		二計算書方式	
包括利益計算書		損益計算書	
売上高	X,XXX	売上高	X,XXX
売上原価	X,XXX	売上原価	X,XXX
．．．．	．．．	．．．．	．．．
．．．．	<u>X,XXX</u>	．．．．	<u>X,XXX</u>
当期利益	X,XXX	当期利益	<u>X,XXX</u>
その他の包括利益	<u>X,XXX</u>		
包括利益合計	<u>X,XXX</u>		
		包括利益計算書	
		当期利益	X,XXX
		その他の包括利益	<u>X,XXX</u>
		包括利益合計	<u>X,XXX</u>

その他の包括利益の主なものは、企業が保有している有価証券の市場価格の変動額である。貸借対照表を重視する傾向があることや、有価証券の評価額に市場価格を取入れることと、損益計算書との関係を調整するものとして、その他の包括利益が導入されたのである。これによって、損益計算書に表示されない貸借対照表の変化について、資本取引によるものとそれ以外（時価の変動等）を分けて表示することができるようになったとされている。

財務諸表全体の構成については、現在、別のプロジェクトで検討が進められているところなので、今回の予備的見解の第2案と第3案で年金資産の市場価格の変動等をその他の包括利益に表示する案となっていることは、プロジェクト間で議論が重なる面を持っている。IASBとしては、一方の議論が遅れることで他方の議論が進まないことを避けるために、プロジェクト間で論点が重複することがあっても議論を進めるとしている。

企業が保有する有価証券の場合には、市場価格の変動はその他の包括利益に表示するものの、それを売却したときには実現損益が当期利益に表示される。しかし、今回の予備的見解の第2案と第3案では、年金資産の市場価格の変動等は、その他の包括利益に表示された後は、もはや当期利益に表示されることはないという案になっている。この取扱いは「リサイクルなし」と呼ばれるもので、現在の英国基準と同様である。「リサイクルなし」の取扱いは、会計基準全般を通じて、英国基準以外では全く新しい考え方であり、財務諸表全体の構成に関するプロジェクトとの関係もあって、波紋を呼んでいるところである。

給付建て（DB）に関する予備的見解について 私見

上記で述べた給付建て（DB）に関する予備的見解について、筆者の考えを述べる。

(ア) 即時認識は、簡明な処理である。

年金資産の市場価格変動や、割引率変動による退職給付債務の変動が、貸借対照表に即時に影響する。このため、自己資本が不十分な企業では影響大となる。しかし、積立状況は以前から開示されて来たものであり、それが貸借対照表に表示されたとしても、一般的には大きな反響はないのではなかろうか。

(イ) 第2案と第3案では、年金資産の市場価格の変動等が、その他の包括利益に表示されるので、損益計算書においては遅延認識に代わるスムージング効果がある。これらは、現在の退職給付会計基準（IAS19）における〔英国方式〕に類似した方法であり、IAS19の原則的な取扱い〔回廊アプローチを含む遅延認識〕より損益計算書は安定するようと思われる。財務諸表全体の構成の議論との整合性が必要であるが、筆者は第3案が企業年金を表示するのに適しているように思う。

(ウ) 損益計算書の中では、退職後給付費用を分解表示することが認められる。すなわち、勤務費用、利息費用、・・・、と退職後給付費用を構成する各要素を分解して、それぞれを適切な科目に表示することが認められている。このような取扱いは現在の退職後給付会計（IAS19）でも認められているものである。

ところが、日本基準では、終了等の特別な場合を除いて、退職給付費用は全ての構成要素の純額を単一の項目で表示することが求められている。これは、掛金額を以って会計上の費用としていた昔の会計基準の流れを汲んだ発想によるものと思われる。

このため、日本基準では、年金資産の市場価格の変動や割引率の変動による退職給付債務の変動が、遅延認識が認められているとはいうものの、全て人件費に表示されてしまうのである。人件費は、例えば製造業であれば、所属部署によって販売管理費と製造原価に分けられるが、年金資産の市場価格の変動や割引率の変動による退職給付債務の変動が、製造原価として表示されることは、少額であれば目くじらを立てるほどのことでもないが、到底適切とは思えない。この点は、そもそも日本基準を改善すべき点である。

(エ) 以上のことから、どの案も、年金資産の市場価格の変動や割引率の変動による退職給付債務の変動が財務諸表に与える影響は、現在の日本基準よりむしろ緩和される面があるように思われる。どの案に落ち着くかで影響は違うが、現在の日本基準と比べると、企業にとって給付建て（DB）を維持・採用し易くなる面が多い

のではなからうか。また、長期的なリターンを狙うためのリスクをとった運用の可能性も、現在の日本基準より広がる面があるように思われる。

米国と日本は、この分野では相当先行的に退職給付債務に基づく退職給付会計を導入したものであり、日本基準の方が現在の IAS19 や今回の改定案より厳しい面もある。その他の国々では、IFRSs を導入して初めて退職給付債務に基づく退職給付会計を適用することになり、近時影響の大きさに驚いている面があることを見逃すべきではない。

(オ) プロジェクトでは、第2フェーズで DB の債務評価のあり方を見直すように言っているが、それであれば会計処理を変更するのは順序が逆である。



拠出ベース約定 (Contribution-based promise)

拠出ベース約定の定義

先に述べたように、予備的見解では、新しく拠出ベース約定という分類を設けることが提案されている。拠出ベース約定の定義（正確な翻訳ではない）は次のようである。

実際の掛金または名目的掛金と約定された利息（市場連動または固定）に基づいて
給付が約定されるもの

拠出建て（DC）は、実際の掛金と実際の運用収益を利息として約定するから、この定義に該当する。キャッシュバランスプランは、名目的掛金と約定された利率（例えば、国債の応募者利回り）で利息を約定するから、この定義に該当する。

年金規則における表現方法としては、この定義に直接あてはまらない場合であっても、給付額の計算式を変形すればこの定義にあてはまるものは、全て拠出ベース約定に分類されるとされている。したがって、平均給与比例制度も拠出ベース約定に分類されることになる。

筆者の知る限り日本に独特の制度であるポイント制も、拠出ベース約定に分類されると思われる。その他、勤続年数別に一定額が規定されている定額制についても、勤続一年あたりの増額分が累積されて行く形に変形することが可能であるから、これも拠出ベース約定に分類されるのではなかろうか。

このように考えると、最終給与比例の以外の全ての制度が、拠出ベース約定に分類されることになる。論点整理の中にも、そのような記述が見られる。論点整理では、給付建て（DB）は結局、最終給与比例の制度を指すことになり、その特徴は給与リスクを持つことであるとされている。昇給リスクとは、将来の昇給の変動が過去の勤務期間分の給付額にも反映されることを指す。「給与」は、金融市場の商品とは全く性質が異なる独特な経済的要素であるとの認識が、給与リスクの有無が分類上の重要性をもつという意識の背景にあるものと思われる。

拠出ベース約定の債務評価

拠出ベース約定の債務評価は、現在の退職給付会計基準（IAS19）にもとづく退職給付債務ではなく、公正価値（fair value）で行うことが提案されている。公正価値の定義や計算方法は明確には述べられていない。むしろ、どのような方法が良いかコメントを求めている面もあるが、主な特徴として次の要素が掲げられている。

(ア) 将来の（名目的）掛金（=拠出クレジット）を考慮しない

すなわち、評価基準日までの累積分に関する将来の給付のキャッシュフローが評価対象とされる。

- (イ) 公正価値は、将来キャッシュフローの現価額の確率加重平均
すなわち、例えば、市場連動の利息を約定している場合、その利息を固定して債務評価するのではなく、確率変数としてとらえ、分散も考慮して計算する。
- (ウ) 割引率には信用リスク（デフォルト・リスク）を加味
母体企業の信用リスクだけでなく、年金資産の額等を考慮
現在の退職給付会計基準（IAS19）では、割引率は期末の優良社債の利回りを反映することとされている。この提案にもとづけば、それより信用力の低い企業の場合には、現在の基準より高い割引率を使うことになる。その結果、債務評価額は現在の基準のものより少額になる。
ただし、年金資産の積み立てがある場合には、その分は、資産の裏付けがあることになり、母体企業の信用力から切り離されて評価されることになる。

これらの他に、将来の制度変更はないものとして債務評価をすることが提案されている。将来の制度変更は実際にはありうるのであって、それをないものと仮定することは、真の公正価値とは言えないことはIASBも承知のうえで提案しているとしている。これは、制度変更は、将来それを実施した時にその影響額を会計に反映させるためとしている。

拠出ベース約定の会計処理

拠出ベース約定の会計処理としては、貸借対照表も損益計算書も全て即時認識とすることが提案されている。費用の分解は、勤務費用とそれ以外の2つだけとすることが提案されている。これは、給付建て（DB）の取扱いに関する提案と大きく異なっている。論点整理によれば、拠出ベース約定の債務評価には公正価値を用いることとしているが、公正価値の計算は複雑なので、給付建て（DB）と同様の費用分解を求めることは難しいのではないかと、としている。

拠出ベース約定に関する予備的見解について 私見

上記で述べた拠出ベース約定に関する予備的見解について、筆者の考えを述べる。

- (ア) DBと拠出ベース約定で、債務評価も会計処理も異なるとすれば、定義が非常に重要であるが、予備的見解に示された案は不完全である。
下記は、（社）日本年金数理人会と（社）日本アクチュアリー会が連名で今回の論点整理に関してIASBへ提出したコメントからの引用である。筆者の考えが充分反映されているので、重複を避けるためにここでは引用する。

日本には次のような制度があり、拠出ベース約定と給付建約定が本質的に違うと考えるには無理な場合がある。

例1：退職後給付規程の上では最終給与比例方式であるが、給与の全額ではなく給与を構成する項目の一部（例えば能力評価の累積部分）を給付額算定用の給与と規定している約定がある。

例1は、外見上は給付建約定とみなされるが、給付額算定用の給与自身にキャッシュバランス的要素が含まれているとも考えることができる。したがって、このような約定を給付建約定と拠出ベース約定のどちらに分類すべきかが不明確である。

例2：能力評価に基づいて毎年付与されるポイントの累計値に退職時の単価を乗じて給付額を算定する約定がある。

今回の予備的見解で提案された区分によれば、例2は拠出ベース約定に分類されると思われる。しかし、単価は物価上昇や賃金上昇の影響を受けて（しかしそれらとは必ずしも連動はせず）増額することが期待されている。単価の増額は、すでに累積された過去のポイントにもその影響が及ぶ。このことは最終給与比例の約定における昇給リスクと類似のリスクを構成するといえる。これは拠出ベース約定の基本的性質である昇給リスクを有さないという特性と相反する性格をもっていることを意味しており、給付建約定と拠出ベース約定が本質的に異なるものと捉えることが無理な例である。

(イ) 公正価値による評価

公正価値による評価という考え方自体には、論理的に正しい面がある。しかし、これを導入する場合には、他の債務の評価方法とその結果に関する会計処理も含めた会計基準全体の整合性のある取扱いが重要であり、退職後給付会計基準のみを、他の債務の取扱いと切り離して改定することは正しくない。

特に、自社の信用力が低下すると公正価値による債務評価額は小さくなるが、その結果、利益が生じるような会計処理になるとすれば、違和感がある。

給付建て（DB）と異なる評価方法とする理由はない。給付建て（DB）の評価方法は第2フェーズで検討するように書いてあるが、それなら、その検討を先に行うべきである。

公正価値の定義は明確ではないが、提案されている内容には概念上も実務上も課題があり、完成にはほど遠い。下記は、前掲と同様に筆者の考えが十分に反映されているので、（社）日本年金数理人会と（社）日本アクチュアリー会が連名で

今回の論点整理に関して IASB へ提出したコメントから引用する。

日本の企業年金では、企業の業績不振など一定の条件を満たし、労働組合との合意等一定の手続きを経た場合は、過去分給付についても減額変更を行うことが認められる場合がある。このような減額変更は、デフォルトを回避するという側面を持っている。したがって、制度変更を考慮せず、デフォルトのリスクのみを評価に織り込むことは論理的でない。しかしながら、制度変更リスクを考慮して債務評価を行うことは一層困難である。

また、日本においては長期の社債や低格付社債の市場の規模が十分でないことから、企業の信用リスクの情報を市場から得ることは困難である場合が多い。さらに、公正価値を測定するためには、退職後給付を受ける権利の性質や優先順位を考慮する必要がある。退職後給付債務と社債との権利義務の優位性は各国の法制度によって異なる。そのような違いを反映した情報は社債市場からは得られないことは当然であるから、仮に社債市場規模が十分であったとしても、退職後給付債務の公正価値を計算することは困難である。

(ウ) 給付建て (DB) と異なる会計処理とする理由は極めて不十分である。公正価値の計算が複雑なので、費用の分解表示が困難であろうという理由だけで、拠出ベース約定の会計処理を給付建て (DB) と異なるものとするのは、本末転倒である。

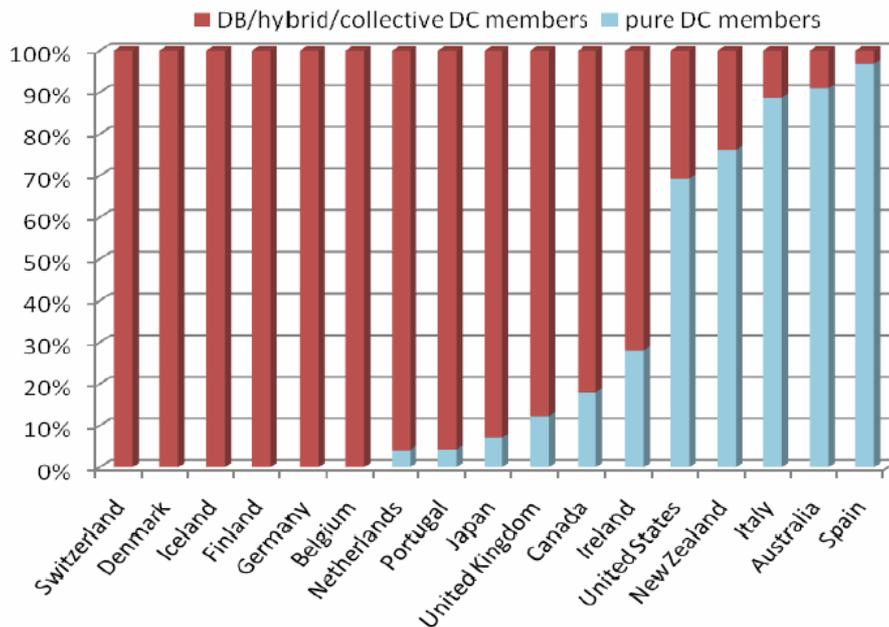
(エ) 後述するように、現在の退職後給付会計基準 (IAS19) では一部の国で問題が多いケースがあるようであるが、それを解決するために影響が広がりすぎる面がある。



11. 各国の事情

下図は、経済協力開発機構（OECD）がまとめたもので、2006年における主要国の職域年金の加入者数についてDBとDC別の割合で表示したものである。水色の部分がDCであり、茶色の部分がDC以外を示している。すなわち、現在の退職後給付会計（IAS19）の定義にならった分類法にもとづいている。

Figure 1. Main type of occupational pension plans in OECD countries (2006)



Source: OECD Global Pension Statistics

これを見ると、米国より右の国々ではDCが優勢であるが、それ以外ではDBの方が優勢であることが分かる。しかし、茶色で示されているもの（DB）の中には、一般にハイブリッドと呼ばれている制度が含まれている。純粋なDCが何であるかについては概ね疑問はないが、純粋なDBが何であるかに関する世界共通の合意はない。したがって、ハイブリッドの定義も明確ではない。今回の論点整理では、純粋なDBを最終給与比例の制度と考えているようであるから、その考えに従えば、最終給与比例以外の制度で純粋なDCでないものは全てハイブリッドということになる。一般に、日本におけるハイブリッドはキャッシュバランスプランのみを指すと思われるが、このような考えに従えば、平均給与比例制度や日本独特の仕組みであるポイント制もハイブリッドと呼ばれることになる。いずれにしても、各国の制度は様々であり、いわゆるハイブリッドにあたる制度は相当多いと言われている。

各国の様々な制度について、純粋な DC 以外を全て DB として現在の退職後給付会計基準 (IAS19) を適用することには、原理的にも実務的にも困難があるようである。一気に IFRSs の適用国が広がったために問題が浮上したという面がある。次項では、実際にどのような問題があるのかについて述べる。日本の場合には、現在さほどの困難がないので、このような点について検討することに緊急性があることは一般に理解し難い。

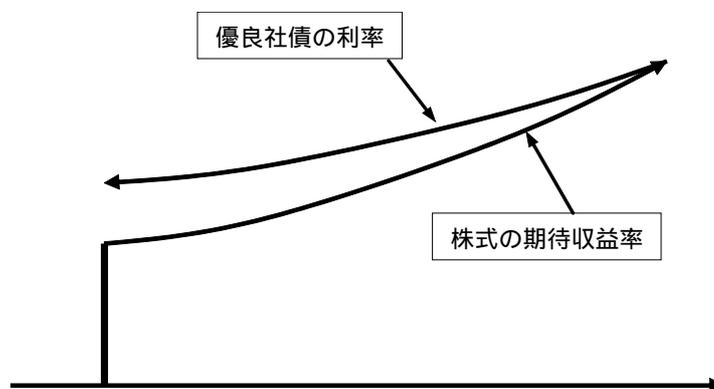
12. 現在の退職後給付会計基準 (IAS19) の悩み

現在の退職後給付会計 (IAS19) の債務評価方法は、最終給与比例か勤続年数別の定額方式を念頭において考えられているように思われる。そのため、それら以外の制度に適用する場合には、次のような疑問が持たれている。

キャッシュバランスプランにおいて、将来の昇給によって将来の給付が増加するものまで、直線配分によって既発生債務として扱わなければならないのか?

例えば、利息クレジットを株式インデックスの延び率と規定している場合、IAS19 の債務評価は過大ではないか?

(論点整理では、公正価値の定義や計算式が明確に示されていないが、提案されている範囲の特徴からは、この疑問点の解決を見出すことはできない。)



キャッシュバランスプランにおいて、利息クレジットに最低保証をつける制度の場合、IAS19 の債務評価では最低保証の有無が反映されない。

DC に利率保証をつける制度は、IAS19 では DB に分類されると思われるが、それだと相当可笑しいことになる。

13. 統一と多様性

法制度・慣習は国ごとに様々である。中でも、退職後給付制度は雇用システムと密接な関係があり、文化や歴史による違いが大きい。

即時認識の是非や期間損益の表示方法については、年金資産運用や年金制度の運営に対する母体企業の関与の程度との関係が重要な視点になろう。

すなわち、アングロサクソンの国々のように信託原理を企業年金の基礎において受託者に年金資産の管理・運用に関する権限・責任を持たせるモデルと、大陸欧州や日本のように基金という非営利法人原理を企業年金の基礎に置くモデルでは、母体企業と企業年金の位置関係に違いがある。大陸欧州では、企業年金に保険原理を取入れている国もある。その他に、日本の規約型DBや退職一時金、あるいは、ドイツのブックリザーブ方式のように、受託者や基金（法人）を介さないモデルもある。このような違いを財務諸表にどう反映させるのか、あるいは、反映させないのか、という視点である。

よほど注意を払わない限り、専門家といえども（専門家であるがゆえに？）、無意識のうちに自分が慣れ親しんだ自国の仕組みにどっぷりとつかっていて、他の仕組みを深く理解することは難しく、議論は噛み合い難い。

アングロサクソン国の中でも、米国基準と英国基準では、どちらも貸借対照表では即時認識としているものの、期間損益の取扱いが現状では全く異なっている。作業部会での議論では、どちらかという米国の企業年金の方が、母体企業の意向が年金資産運用に反映されやすい仕組みであることが影響しているようにも伺える。

この辺りの視点をはらみつつ、即時認識にまつわる議論は次の段階に進むのではなかろうか。退職後給付の多様性を前提に、期間損益の表示方法については、それぞれの仕組みに相応しい方法をとれるような工夫はないものか、と筆者は思っている。

一方、拠出ベース約定については、緊急性の認識が国によって区々である。日本や米国は、ハイブリッド制度全般に関する会計基準改定の緊急性をさほど強く感じてはいない。大陸欧州の一部の国々とは温度差が際立つところである。

キャッシュバランスプランに関する債務評価のあり方に関しては、以前から課題認識があり、IASBでもFASBでも下部の実務的解釈組織で議論が繰り返されてきたが、いまだに名案がなく今回の論点整理に至った経緯がある。

第1フェーズでは、当初からキャッシュバランスプラン等のテーマは時間がかかることが予想されていたところであり、場合によってはこれを切り離す前提でスタートしたものである。拠出ベース約定に関する今回の予備的見解に対しては、各国から相当批判があるのではないかと、思われるので、このテーマは後回しになる可能性が高い。

ちなみに、FASBとIASBの協議の場で、FASBから、このテーマは急ぐ必要はないと、さっそく釘をさされているようである。

IFRSs は、原則主義の世界統一基準を目指すものであるが、国ごとの多様性を飲み込めるかどうかチャレンジは続きそうである。既にスケジュールは遅れ気味であるが、……。

以上

本稿で述べた内容は、引用部分を除いて全て筆者の私見であり、
筆者が所属または関係するどの法人または団体の意見でもない。